

2022年11月30日

株 主 各 位

石川県金沢市古府町南459番地

倉庫精練株式会社

代表取締役社長 羽 田 学

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第 1 号 議 案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2022年12月23日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）500,000株を1株に併合することといたしました。

第 2 号 議 案

定款の一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

①第1号議案に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

②本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

③本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は丸井織物株式会社のみとなる予定であり、また、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は丸井織物株式会社のみとなる予定であり、さらに、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第15条（電子提供措置等）及び附則の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

以 上

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2022年12月23日をもって当社株式500,000株を1株に併合し、単元株式数の定めを廃止することといたしました。
なお、この株式併合及び単元株式数の定めを廃止に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、丸井織物株式会社に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、丸井織物株式会社が2022年8月9日から2022年9月21日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である430円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

なお、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2023年2月下旬から同年3月上旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2022年12月20日（予定）	当社株式の最終売買日
2022年12月21日（予定）	当社株式の上場廃止日
2022年12月23日（予定）	本株式併合の効力発生日
2023年2月下旬～3月上旬（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付